

連携型中高一貫教育に係る高等学校入学者選抜における基本方針

連携型中高一貫教育を実施する中学校（以下「連携型中学校」という。）から連携型中高一貫教育を実施する高等学校（以下「連携型高等学校」という。）への入学者選抜（以下「連携型入学者選抜」という。）における基本方針は、次のとおりとする。

1 趣旨

連携型高等学校において、連携型中学校から目的意識や意欲のある生徒の入学を促進し、6年間を通して生徒一人一人の個性をより重視した教育の実現を図るため、連携型入学者選抜を実施する。

2 実施高等学校及び対象中学校

- (1) 県立塙工業高等学校及び塙町立塙中学校
- (2) 県立田島高等学校及び南会津町立田島中学校・荒海中学校
- (3) 県立相馬東高等学校及び相馬市立中村第一中学校・中村第二中学校・向陽中学校・磯部中学校
- (4) 県立ふたば未来学園高等学校及び浪江町立浪江中学校・浪江東中学校・津島中学校・なみえ創成中学校・葛尾村立葛尾中学校・双葉町立双葉中学校・大熊町立大熊中学校・富岡町立富岡第一中学校・富岡第二中学校・川内村立川内中学校・檜葉町立檜葉中学校・広野町立広野中学校

3 募集定員

募集定員枠については、別に公告する募集定員の30%を下限とし、各連携型高等学校が学校・学科の特色や地域の特性に応じて設定する。

ただし、定員枠については、当該高等学校長はあらかじめ県教育委員会と協議するものとする。

また、I期選抜の募集定員枠は、これとは別に設定するものとする。

なお、合否の判定に当たっては、志願者の動向や各学校・学科の実態に応じて、弹力的に対応することができる。

4 出願資格

連携型高等学校の連携型入学者選抜に出願することができる者は、当該高等学校と連携している中学校を卒業する見込みの者とする。

なお、連携型中学校を卒業する見込みの者は、当該中学校と連携している高等学校のI期選抜へ出願することはできない。

5 出願期間

I期選抜の出願期間と同じとする。

6 実施期日

I期選抜と同日又はI期選抜に近接した日とする。

7 選抜の方法

受験生の個性や学ぶ意欲をみるとともに、連携している内容に応じた選抜となるよう配慮し、各連携型高等学校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜するものとする。

- (1) 選抜に当たっては、中学校長から提出された調査書及び面接の結果を資料とする。

なお、各連携型高等学校長の判断により、学校の特色や連携している内容に応じて、課題研究レポート、適性検査等の結果を選抜資料に加えることができるものとする。

- (2) 連携型入学者選抜においては、各連携型高等学校が連携型中高一貫教育にふさわしい入学者を選抜するため、面接の内容としては、受験生の個性や学ぶ意欲をみるとともに、中学校における学習活動の成果を問う内容を含むことができるものとする。

8 選抜結果の通知及び入学の確約

選抜結果の通知は、Ⅰ期選抜結果の通知と同日に行う。

合格内定の通知を受けた者は、入学確約書を出願先の高等学校長に提出する。

9 合格者発表

入学確約書の提出があった者については、Ⅱ期選抜の合格者発表と同時に合格者として発表する。

10 その他

- (1) 連携型入学者選抜に出願する者は、Ⅰ期選抜との併願はできない。
- (2) 合格内定の通知を受けた者は、Ⅱ期選抜に出願することはできない。
また、入学確約書を提出した者はⅢ期選抜に出願することはできない。
- (3) 連携型高等学校のⅡ期選抜募集定員は、別に公告する募集定員から、連携型入学者選抜及びⅠ期選抜において合格内定の通知を受け、入学確約書を提出した者の数を除いた数とする。